建管第８００号
令和７年(2025年) ９月11日

建設業者団体の長
建設関連団体の長　様

北海道建設部建設政策局建設管理課長

北海道宿泊税の導入に係る周知依頼について（依頼）

このことについて、経済部観光局観光振興課観光事業担当課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会員に対し、周知いただきますようお願いします。

（建設業係）

観　光　第　８３９　号
令和７年(2025 年)９月８日

各　　位

経済部観光局観光振興課観光事業担当課長

北海道宿泊税の導入に係る対応について（依頼）

日頃から道の観光振興施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこのたび道では、北海道の旅行者（宿泊者）の利便性や満足度向上のために、令和８年（2026年）４月１日から宿泊税を導入し、道内で宿泊される方に一定のご負担をいただくこととといたしました。

つきましては、本制度の周知にあたり会員企業様への情報共有にご協力いただきますとともに、各企業様におかれましては、出張等で道内に宿泊される方々への、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本制度の詳細につきましては、別紙資料をご参照くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

本件のお問い合わせ先
経済部観光局観光振興課
担当：渡邉、大屋
TEL：011-206-6896
Mail:watanabe.mika@pref.hokkaido.lg.jp

北海道

宿泊税に関するお知らせ

北海道

北海道宿泊税公式HP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/191976.html

北海道宿泊税の概要

北海道宿泊税の目的

北海道では、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に宿泊税を導入します。

北海道宿泊税の制度概要

<table>
<tr><td>課税客体</td><td>北海道内に所在するホテルや旅館、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td>上記宿泊施設への宿泊者</td></tr>
<tr><td>税率</td><td><table><tr><th>宿泊料金（1人1泊）</th><th>税率</th></tr><tr><td>2万円未満</td><td>100円</td></tr><tr><td>2万円以上5万円未満</td><td>200円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>500円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>課税免除</td><td>次に掲げる者に対しては、宿泊税を課しません。
• 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者
• 認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者</td></tr>
<tr><td>徴収・納入方法</td><td>宿泊者（納税義務者）は、宿泊施設に対して宿泊税を支払います。
宿泊施設は、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、北海道へ申告・納入します。</td></tr>
<tr><td>課税開始時期</td><td>令和8年（2026年）4月1日</td></tr>
</table>

道内市町村の宿泊税について

※令和７年（2025年）８月時点

宿泊税を導入する道内市町村

導入済み	倶知安町、ニセコ町
令和7年(2025年)11月導入	赤井川村
令和8年(2026年)4月導入	札幌市、小樽市、函館市、旭川市、富良野市、占冠村、北見市、網走市、帯広市、音更町 釧路市、留寿都村※導入予定、洞爺湖町※導入予定、小清水町※導入予定、新得町※導入予定

宿泊税を導入する道内市町村の宿泊税の制度概要（共通事項）

課税客体	上記市町村内に所在するホテルや旅館、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
税率	地域によって税率が異なるため、詳細はP5．6「税率一覧」を参照ください。
課税免除	道と同じ。(ニセコ町、赤井川村及び函館市を除く) ※課税免除の対象が異なるニセコ町、赤井川村及び函館市については、P8以降に記載の市町村HPより詳細をご確認ください。
徴収・納入方法	宿泊者(納税義務者)は、宿泊施設に対して宿泊税を支払います。 宿泊施設は、宿泊料金と併せて当該市町村と北海道の宿泊税を徴収し、まとめて当該市町村へ申告・納入します。(当該市町村から、北海道宿泊税分を北海道へ払い込みます。) ※赤井川村内の宿泊施設は、赤井川村と北海道それぞれに、宿泊税を申告納入します。
課税開始時期	令和8年(2026年)4月1日

北海道内宿泊税率一覧（2026年4月1日以降）

※令和７年（2025年）８月時点

宿泊地域		宿泊料金（1人1泊）	税率
北海道	（全域）	2万円未満	100円
		2万円以上5万円未満	200円
		5万円以上	500円

北海道の宿泊税のほか、下記のとおり地域によって別途、市町村の宿泊税がかかります。

宿泊地域		宿泊料金（1人1泊）	市町村税率	道と市町村の合計税率	
道央エリア	札幌市	5万円未満	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
		5万円以上	500円		1,000円
	小樽市	一律定額	200円	2万円未満	300円
				2万円以上5万円未満	400円
				5万円以上	700円
	ニセコ町	5,000円以下	100円		200円
		5,001円以上2万円未満	200円		300円
		2万円以上5万円未満	500円		700円
		5万円以上10万円未満	1,000円		1,500円
		10万円以上	2,000円		2,500円
	留寿都村 ※導入予定	2万円未満	100円		200円
		2万円以上5万円未満	200円		400円
		5万円以上	500円		1,000円
	倶知安町	一律定率	3%	※3%に道税分を含む	
	赤井川村	8,000円以上2万円未満	200円	8,000円未満	100円
				8,000円以上2万円未満	300円
		2万円以上	500円	2万円以上5万円未満	700円
				5万円以上	1,000円
	洞爺湖町 ※導入予定	2万円未満	200円		300円
		2万円以上5万円未満	500円		700円
		5万円以上	1,000円		1,500円

北海道内宿泊税率一覧（2026年4月1日以降）

※令和７年（2025年）８月時点

宿泊地域		宿泊料金（1人1泊）	市町村税率	道と市町村の合計税率
道南エリア	函館市	2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上10万円未満	500円	1,000円
		10万円以上	2,000円	2,500円
道北エリア	旭川市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	富良野市	2万円未満	200円	300円
		2万円以上5万円未満	300円	500円
		5万円以上	500円	1,000円
	占冠村	2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上	500円	1,000円
道東エリア	北見市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	網走市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	小清水町 ※導入予定	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	帯広市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	音更町	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円
	新得町 ※導入予定	5千円未満	50円	150円
		5千円以上2万円未満	100円	200円
		2万円以上5万円未満	200円	400円
		5万円以上	500円	1,000円
	釧路市	一律定額	200円	2万円未満 300円
				2万円以上5万円未満 400円
				5万円以上 700円